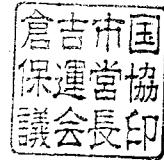


発運協第4号
令和6年2月1日

倉吉市長 広田 一恭 様

倉吉市国民健康保険運営協議会
会長 生田 均



倉吉市国民健康保険料について（答申）

令和6年1月25日付倉保年第1136号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本協議会は、令和6年1月25日に、倉吉市長から「倉吉市国民健康保険料について」の諮問を受け、協議会を開催して審議を行った。このたび、令和6年度の保険料について答申する。

引き下げる目的と規模、財政状況及び基金の状況などについて、担当課の説明を受けた。令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられて以降、被保険者の生活は新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつある一方、物価高騰などにより経済的負担は続いている。また、令和6年度中に団塊の世代がすべて75歳となることから、被保険者の高齢化に伴う医療費の急激な増大が一定程度落ち着くことを理解した。あわせて、本市の財政状況及び基金保有額等を総合的に勘案した結果、保険料を引き下げる場合も、国民健康保険の安定的な運営に支障をきたすものではないことを理解した。

これらの結果、令和6年度の保険料額を現行保険料額から26,500円程度引き下げる事を了承し、本協議会として次のとおり答申する。

1 令和6年度の保険料率を次のとおりとすること。

- (医療分) 所得割 5.30%、均等割 20,400円、平等割 16,200円
(支援分) 現行のとおり
(介護分) 現行のとおり

なお、本協議会として国保財政の健全化推進のため、次の附帯意見を添えることとする。

- 1 上記保険料率について、倉吉市国民健康保険条例の本則で規定されたい。